

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からない〜!？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

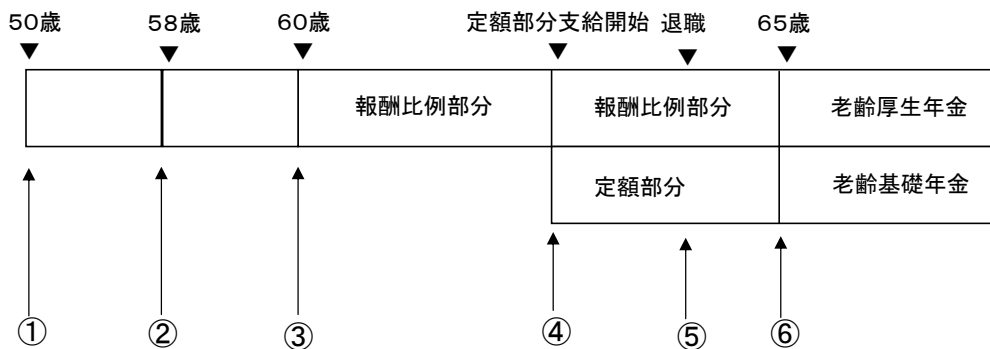
年金受給と各手続きの関係について

いよいよ団塊世代の大量退職の時代が近づいてきました。

退職後の不安要因のひとつが「お金」の問題。退職後のマネープランを立てる際、切っても切り離せないのが「年金」。

自分はいくらもらえるの? もらうためには、どういった手続きが必要なの?

今回は、年金受給のために必要な手続きを年齢順に追ってみました。



時期	手続き	注意事項
①50歳	50歳以上の希望者に対し、年金見込額の情報提供を行っています。申込みはインターネットや電話で行い、年金見込額の試算回答は、社会保険業務センターからの文書、または電子公文書で確認することができます。	電子公文書での回答を希望する場合は、申請用プログラム等の準備や公的個人認証サービス等が発行する電子証明書の取得が必要。
②58歳	58歳到達月の翌々月に、本人あてに「年金加入記録のお知らせ」が届きます。記載の加入記録に間違いがなければ、同封の「確認はがき」に記録を確認できた旨を記し、返送します。	カラ期間のある方など、一部記録送付の対象とならない方があります。
③60歳	「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」に必要な書類を添付して社会保険事務所に提出します。	雇用保険の基本手当等を受けるときは「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を社会保険事務所に提出します。
④定額部分の支給開始年齢に到達したとき	年金受給者の手続きは特に必要ありません。社会保険業務センターから「裁定通知書・支給額変更通知書」でお知らせがきます。	加給年金額の対象者がいるときは「加給年金額加算開始事由該当届」を提出。ただし、特別支給の老齢厚生年金の裁定時に申出をしていた人を除きます。
⑤退職したとき	年金受給者の手続きは特に必要ありません。退職した事業所からの届出によって業務センターが確認し、退職後1ヶ月を経過した月から年金の額が改定されます。	在職老齢年金を受けながら働いた厚生年金保険の加入期間を加味した年金額が増額されます。
⑥65歳に達したとき	「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」に所定の事項を記入し、65歳の誕生日の末日までに返送してください。	65歳到達の前月末ごろ、冊子とともに左の請求書が送られてきます。

年金の受給開始以後も一定の年齢や事柄で届出が必要となったり、逆に年金額が変更となる場合でも手続きは不要となることもあります。